第4 業務運営の効率化に関する │ 第3 業務運営の効率化に関する │ 第3 業務運営の効率化に関する 事項

中期目標

## 2. 業務運営の効率化に伴う経 費節減

一般管理費(退職手当、事 務所移転経費及び資金運用の 見直しのための高度で専門的 な人材の確保その他の「独立 行政法人改革等に関する基本 的な方針」(平成25年12月 2 4 日閣議決定。以下「基本 的方針」という。) に基づく施 策の実施に必要な経費を除 く。) については、中期目標期 間の最終年度において、平成 21年度比15%以上節減す ること。

このうち人件費について は、簡素で効率的な政府を実 現するための行政改革の推進 に関する法律(平成18年法 律第47号)に基づく平成1 8年度から5年間で5%以上 を基本とする削減等の人件費 に係る取組を引き続き着実に 実施すること。

さらに、経済財政運営と構 造改革に関する基本方針20 06 (平成18年7月7日閣 議決定)に基づき、国家公務 員の改革を踏まえ、人件費改 革を平成23年度まで継続す ること。

一方、基本的方針に基づき、 平成26年以降の給与水準に ついては、高度で専門的な人 材の確保の観点から、弾力化 について検討すること。

また、業務経費(システム 開発費、管理運用委託手数料、 短期借入に係る経費及び資金 運用の見直しのための高度で 中期計画

平成25事業年度計画

## 2. 業務運営の効率化に伴う経 費節減

目標を達成するためとるべき

一般管理費(退職手当、事 務所移転経費及び資金運用の 見直しのための高度で専門的 な人材の確保その他の「独立 行政法人改革等に関する基本 的な方針」(平成25年12月 2 4 日閣議決定。以下「基本 的方針」という。) に基づく施 策の実施に必要な経費を除 く。) については、効率的な執 行に努め、中期目標期間の最 終年度において、平成21年 度比15%以上の節減を行

このうち人件費(退職手当 及び福利厚生費(法定福利費 及び法定外福利費)を除く。) については、簡素で効率的な 政府を実現するための行政改 革の推進に関する法律(平成 18年法律第47号)に基づ く平成18年度から5年間で 5%以上を基本とする削減等 の人件費に係る取組を引き続 き行う。

さらに、経済財政運営と構 造改革に関する基本方針20 06 (平成18年7月7日閣 議決定) に基づき、国家公務 員の改革を踏まえ、人件費改 革を平成23年度まで継続す

一方、基本的方針に基づき、 平成26年以降の給与水準に ついては、高度で専門的な人 材の確保の観点から、弾力化 に取り組む。

目標を達成するためとるべき 措置

## 2. 業務運営の効率化に伴う経

一般管理費及び業務経費につ いては、経費節減に関する中期 目標の達成を念頭に置いて、業 務の効率化に努める。

給与水準については、「独立行 政法人改革等に関する基本的な 方針」(平成25年12月24日 閣議決定。以下「基本的方針」 という。)を踏まえ、高度で専門 的な人材の確保の観点から、弾 力化に取り組む。

なお、管理運用委託手数料に ついては、運用受託機関の選定 等を行う際には、運用手法等に 応じた効率的かつ合理的な水準 となるよう引き続き低減に努め 平成25事業年度業務実績

専門的な人材の確保その他の 基本的方針に基づく施策の実施に必要な経費を除く。)については、中期目標期間の最終年度において、平成21年度比5%以上節減すること。なお、管理運用委託手数料については、運用資産額の増減等も考慮に入れつつ、引き続き低減に努めること。  また、業務経費開発費、管理運用委権 運用の見直しのため 専門的な人材の確保 基本的方針に基づく 施に必要な経費を除いては、中期目標期 年度において、平成 第45 低減に努めること。		託手数料、 及の高の の高の の を を を を を を の の の に 最 の の に 最 の の に 最 の の に る の に る り る り る り る り る り る り る ら る ら る ら 。 ら る ら る ら る ら る ら 。 ら る ら る								
評価の視点等	評価項目11 う経費節減	業務運営の効率化に伴	自己評価				評定			
評価の視点等 (現行)			評価の視点等(案)							
ては、中期目標期間の最終年度において、平成21年度比15%以上の節減を行う。 ・業務経費(システム開発費、管理運用委託手数料、短期借			[数値目標] ・一般管理費(退職手当、事務所移転経費及び資金運用の見直しのための高度で専門的な人材の確保その他の「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(平成25年12月24日閣議決定。以下「基本的方針」という。)に基づく施策の実施に必要な経費を除く。)については、中期目標期間の最終年度において、平成21年度比15%以上の節減を行う。 ・業務経費(システム開発費、管理運用委託手数料、短期借入に係る経費及び資金運用の見直しのための高度で専門的な人材の確保そ							
度において、平成21年度比5%以上節減する。			の他の基本的方針に基づく施策の実施に必要な経費を除く。) については、中期目標期間の最終年度において、平成21年度比5%以上節減する。							
<ul><li>「評価の視点」</li><li>・一般管理費(退職手当、事務所移転経費を除く。) について、中期目標期間の最終年度において、平成21年度比15%以上の節減を行ったか。</li></ul>			ための高度で専門的な人材の確保その他の「独立行政法人改革等 に関する基本的な方針」(平成25年12月24日閣議決定。以 下「基本的方針」という。)に基づく施策の実施に必要な経費を 除く。)について、中期目標期間の最終年度において、平成21 年度比15%以上の節減を行ったか。							
・業務経費(シス 入に係る経費を 度において、平										